

入札説明書 (最低価格落札方式)

契約件名：

重油買入(天洋 海洋分) 3回目

重油買入(平洋 拓洋 昭洋分) 4回目

重油買入(~~拓洋~~ 明洋分) 5回目 ※拓洋分のみ中止 官報(号外政府調達第118号)掲載済

重油買入(天洋分) 6回目

~~重油買入(昭洋分) 7回目~~ ※中止 官報(号外政府調達第118号)掲載済

重油買入(海洋分) 8回目

重油買入(平洋 昭洋分) 9回目 ※昭洋分を追加 官報(号外政府調達第118号)掲載済

重油買入(拓洋 凌風丸分) 10回目

重油買入(明洋 天洋 ~~昭洋~~分) 11回目 ※昭洋分のみ中止 官報(号外政府調達第118号)掲載済

重油買入(海洋分) 12回目

重油買入(凌風丸 平洋分) 13回目

~~重油買入(海洋分) 14回目~~ ※中止 官報(号外政府調達第171号)掲載済

重油買入(明洋分) 15回目

重油買入(~~昭洋~~ 拓洋 ~~凌風丸~~分) 16回目 ※昭洋分のみ中止 官報(号外政府調達第171号)掲載済
※凌風丸中止 海上保安庁HP及び10階掲示板にて掲示済

重油買入(天洋分) 17回目

重油買入(海洋分) 18回目

重油買入(平洋 拓洋分) 19回目

重油買入(昭洋 天洋 ~~明洋~~分) 20回目 ※明洋分のみ中止 官報(号外政府調達第211号)掲載済

重油買入(海洋分) 21回目

重油買入(明洋 昭洋 天洋分) 22回目

重油買入(拓洋 海洋分) 23回目

重油買入(平洋分) 24回目

重油買入(明洋 海洋分) 25回目

重油買入(平洋 昭洋 啓風丸分) 26回目

重油買入(拓洋 天洋分) 27回目

項目及び構成

1. 契約担当官等
2. 調達内容
3. 競争参加資格
4. 入札参加申込手続き
5. 入札書及び関係書類の提出場所等
6. その他

別紙－1	契約概要一覧
別紙－2	入札書（海上保安庁様式）
様式－1	紙入札方式参加願
様式－2	確認書（電子入札参加申し込み用）
様式－3	ICカード変更承諾申請書
様式－4	期間委任状
様式－5	都度委任状
別冊	契約書
別冊	仕様書

入 札 説 明 書

海上保安庁の調達契約に係わる入札公告（令和2年5月18日付）に基づく入札については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1.

- (1) 契約担当官等（3回目～9回目、11回目、12回目、14回目、15回目、17回目～25回目、27回目）

支出負担行為担当官

海上保安庁次長 上原 淳

- (2) 契約担当官等（10回目、13回目、16回目、26回目）

支出負担行為担当官

気象庁総務部長 松本 勝利

支出負担行為担当官

海上保安庁次長 上原 淳

2. 調達内容

- (1) 契約件名

別紙－1「契約概要一覧」記載のとおり

- (2) 契約内容

船舶用燃料の買入

- (3) 納入期間

別紙－1「契約概要一覧」記載のとおり

- (4) 納入場所

(3回目～9回目、11回目、12回目、14回目、15回目、17回目～25回目、27回目)

東京湾停泊中の海上保安庁測量船

(10回目、13回目、16回目、26回目)

東京湾停泊中の東京湾停泊中の海上保安庁測量船及び気象庁観測船

- (5) 仕様説明会の日時等

仕様説明会は実施しない。

なお、仕様内容について質疑等がある場合は、下記へ連絡すること。

仕様書等に関する問い合わせ先

(海上保安庁測量船に係る分)

〒100-8932 東京都千代田区霞が関3-1-1

海上保安庁海洋情報部企画課測量船管理室

TEL03 - 3595-3602（内線85-2210） 担当：小長光

(10回目、13回目、16回目、26回目気象庁観測船に係る分)

〒100-8122 東京都千代田区大手町1-3-4

気象庁総務部総務課調達管理室第一契約係

TEL03 - 3212-8341 (内線2183) 担当：吉田

(6) 入札方法

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。

なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

また、電子調達システムにより難しい者は、発注者に紙入札方式参加願(様式1)を提出して紙入札方式にかえるものとする。

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。

① 入札者は、一切の経費を含め契約金額を見積もるものとする。

② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

③ 入札者は、入札説明書、仕様書等を熟覧のうえ入札しなければならない。

この場合において入札説明書、仕様書等について疑義があるときは、入札書受領の締め切り前までに関係職員の説明を求めることができる。

(7) 入札保証金及び契約保証金 免除

3. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和元・2・3年度(平成31・32・33年度)国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格審査)において「物品の販売」のA、B、C又はD等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。(ただし指名停止期間中にあるものは除く。)

なお、競争参加資格を有しない者で当該入札に参加を希望する者は速やかに資格審査申請を行う必要があるので下記5(2)へ問い合わせること。

(4) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として国土交通省公共事業等からの排除要請があり当該状態が継続している者でないこと。

4. 入札参加申込手続き

(1) 申込方法

① 電子調達システムによる場合

電子入札参加希望者は、3 (3) の資格を有することを証明する書類（資格審査結果通知書（写））及び確認書（様式2）を証明書等の提出期限までに電子調達システムにより送信すること。

② 紙による入札の場合

紙入札参加希望者は、3 (3) の資格を有することを証明する書類（資格審査結果通知書（写））及び紙入札方式参加願（様式1）を下記5 (2) の問合せ先へ、証明書等の提出期限までに持参又は郵送にて提出すること。

※電子入札、紙入札いずれの場合も、郵送の場合は、配達証明が確認出来るもの。

また、代表者から委任を受けている者（以下「受任者」という）が入札を行う場合は期間委任状（様式4）又は都度委任状（様式5）を入札参加手続きまでに提出すること。

期間委任状について

(ア) 入札、見積についての権限及び契約締結についての権限が委任されていないとしない。

(イ) 電子入札においては、復代理は認めない。

(ウ) 委任期間は当該年度内を限度とする。

(エ) 代表者及び受任者の記名・押印された委任状（書面）の提出とする。

(オ) 原則として期間委任状の委任期間中の都度委任状の提出は認めない。

(2) 電子調達システムによる証明書等の送信方法

電子調達システムによる入札参加の申込みを行う場合の使用アプリケーション及びバージョンの指定及び、保存するファイルの形式は次のいずれかとする。

番号	使用アプリケーション	保存するファイル形式
----	------------	------------

1	一太郎 Ver10形式以下のもの	
---	------------------	--

2	Microsoft Word Word2000形式以下のもの	
---	--------------------------------	--

3	Microsoft Excel Excel2000形式以下のもの	
---	----------------------------------	--

4	その他のアプリケーション	PDFファイル
---	--------------	---------

画像ファイル（JPEG形式及びGIF形式）

上記に加え特別に認めたファイル形式

(3) ファイル圧縮方法の指定

ファイルを圧縮して送信する場合は、LZH又はZIP形式とする。（自己解凍方式は不可）

(4) ファイル容量が大きく電子調達システムにより証明書等を送信できない場合

証明書等のファイル容量が1MBを超える場合には、電子調達システムによる入札参加申し込みに必要な「確認書」及び「資格審査結果通知書（写）」のみを、1つのファイルとして（例えばPDF形式のファイル）まとめたものを、電子調達システムから送信し、それ以外の証明書等については、直接5(2)の契約係担当者に手渡すこと。 直接手渡すこと

ができない場合は、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による提出をすることが出来る。この場合、事前に5（2）にその旨を連絡すること。

（5）証明書等の提出期限 別紙－1「契約概要一覧」記載のとおり

※提出書類

- ・確認書（電子入札用）（様式2）又は紙入札方式参加願（紙入札用）（様式1）
（提出先下記 5(2)）
- ・資格審査結果通知書（電子、紙入札共通）（提出先下記 5(2)）

（6）証明書等審査結果の通知

4（1）により提出された証明書等の審査結果を、別紙－1「契約概要一覧」に記載された日の17時00分までに電子調達システム、電子メール又は文書等により通知する。

※電子調達システム又は紙入札方式参加願による入札参加申込手続きをとらなかった場合は、入札に参加できないので注意すること。

※入札参加申込手続き後に辞退する場合は、開札日までに「入札辞退書」を5（2）へ提出すること。なお、入札辞退書等は下記アドレスにて公開しているのでダウンロードして提出すること。

<http://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/youshikitou.html>

5. 入札書の提出場所等

（1）入札書は4（6）の通知を受けた後、電子調達システムにより提出すること。

ただし、発注者に紙入札方式参加願（**様式1**）を提出した場合は紙により提出すること。電子調達システムのURL及び問い合わせ先

政府電子調達（G E P S）<https://www.geps.go.jp/>
電子調達システムヘルプデスク TEL0570-014-889
問い合わせ先は、下記(2)に同じ

（2）入札書等の提出場所及び契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒100-8976 東京都千代田区霞が関2-1-3
海上保安庁総務部政務課予算執行管理室 第二契約係 大黒
TEL 03-3591-6361 内線2831

（3）入札説明書（仕様書等添付）の交付期間

令和2年5月18日から令和3年2月24日まで

（4）入札書の提出期限

別紙－1「契約概要一覧」に記載された入札書の提出期限の17時00分

（5）入札書の提出方法

① 「電子調達システム」による場合

（ア）入札書の様式は、電子調達システムによるものとする。

（イ）入札書等の記載事項

a 契約件名は、定められた件名を記載するものとする。

- b 入札者は、特に指示ある場合を除き、総価で入札しなければならない。
 - c 入札書等は、電子調達システムの入力画面上において作成するものとする。
(電子認証書を取得している者であること。)

(ウ) 入札書等の提出

a 入札書等は、電子調達システムにより、当該入札公告した期限までに到達するように提出しなければならない。

b 電子入札に利用することができる I Cカードは、資格審査結果通知書に記入されている者(以下「代表者」という。)又は代表者から入札・見積権限及び契約権限について期間委任により委任を受けた者の I Cカードに限る。

② 「紙」による入札の場合

(ア) 入札書の様式は、別紙-2によるものとする。

(イ) 入札書等の記載事項

a 契約件名は、定められた件名を但し書きのあとに記載するものとする。

b 入札者は、特に指示ある場合を除き、総価で入札しなければならない。

c 入札書に記載する日付は、入札書を提出する日とする。

d 入札書には、入札者の住所及び氏名を記載し、押印(法人にあっては、所在地、法人名及び代表者の氏名を記載し、代表者印を押印)しなければならない。

e 受任者(以下「代理人」という)が入札を行う場合は、代理人の住所、氏名(法人にあっては、所在地、法人名及び代理人の役職、氏名)を記載し、代理人の印鑑を押印しなければならない。以下、記載例による。

【記載例】

海保株式会社 代表取締役(社長) ○○ ○○ 代理

東京都千代田区霞が関2-1-3

海保株式会社 東京支店(又は○○部)

支店長(又は○○部長) ○○ ○○ 印

(ウ) 入札書等の提出

a 入札書は、別紙-2にて作成し、封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に「法人名等及び契約件名、開札年月日、「入札書在中」」を朱書するものとする。

b 電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

c 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることができない。

(エ) 郵送により提出する場合

支出負担行為担当官等あて郵送(書留郵便又は民間事業者による信書の伝達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者(以下「一般信書便事業者等」という。)の提供する同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)の役務のうち、書留郵便に準ずるものとして一般信書便事業者等において当該信書物(同法第2条第3項に規定する信書便物という。)の引き受け及び配達記録をした信書便。)にすることができる。

郵送する場合においては、二重封筒とし、表封筒には「入札書在中」の旨を記載し、中封筒に入札書を入れ封印し、かつ、その封皮に「法人名等及び契約件名、開札年月日、「入札書在中」」を朱書するものとする。ただし、入札書の提出期限までに到達するように提出しなければならない。

(6) 入札の無効

① 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札及び次の各号の1に該当する入札は無効とする。

(ア) 委任状が提出されていない代理人のした入札

(イ) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札

(ウ) 記名押印（外国人又は外国法人にあつては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札

(エ) 金額を訂正した入札

(オ) 誤字、脱字などにより意志表示が不明瞭である入札

(カ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を乱し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の入札

(キ) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

(ク) 競争参加資格の確認のための書類などを添付することとされた入札にあつては、提出された書類が審査の結果採用されなかった入札

(ケ) 仕様確認のための書類などを添付することとされた入札にあつては、提出された書類が審査の結果採用されなかった入札

(コ) 競争参加資格のあるものであつても、入札時点において、海上保安庁次長から指名停止措置を受け、指名停止期間中にある者のした入札。

② 電子入札参加者は、ICカードを不正使用等してはならない。不正使用等した場合には当該電子入札参加者の入札への参加を認めないことがある。

(7) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、若しくは入札の執行を延期し、又はこれを取り止めることがある。

(8) 開札の日時及び場所

日 時；別紙－1「契約概要一覧」記載のとおり

場 所；海上保安庁入札室

(9) 開札

① 「電子調達システム」による場合

(ア) 開札及び開披（以下「開札等」という。）は、入札等執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(イ) 開札等をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、原則として引続き再度入札を行う。

ただし、契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。

② 紙による場合

(ア) 開札等は、原則として、入札者又はその代理人が出席して行うものとする。

この場合において、入札者等が立ち会わないときは、入札等執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(イ) 開札等をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、原則として引続き再度入札を行う。(この間、開札場への入退

室

はできない。)

ただし、契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。

③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書等を提示しなければならない。

④ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。

⑤ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

6. その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札者に要求される事項

入札者等は、入札公告等で定められた要件を証明した書類を指定した期限までに提出しなければならない。

また、開札日の前日までの間において、契約担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(3) 落札者の決定方法 最低価格落札方式とする。

① 本入札説明書に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、本入札説明書3の競争参加資格及び仕様を満たすことの出来ることの要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

② 電子調達システムでは、入札参加者の利便性向上のため、電子くじ機能を実装している。電子くじを行うには、入札者が任意で設定した000～999の数字が必要になるので、電子入札事業者は、電子調達システムで電子くじ番号を入力し、紙入札事業者は、紙入札方式参加願に記載するものとする。

落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合には、以下のとおり行うものとする。

(ア) 同価格の入札をした者が電子入札事業者のみの場合

電子入札事業者が入力した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ、落札者を決定するものとする。

(イ) 同価格の入札をした者が電子入札事業者と紙入札事業者が混在する場合

電子入札事業者が入力した電子くじ番号及び紙入札事業者が紙入札方式参加願に記載した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ落札者を決定するものとする。

(ウ) 同価格の入札をした者が紙入札事業者のみの場合

その場で紙くじ（又は電子くじ）を実施のうえ落札者を決定するものとする。

③ 契約担当官等は、落札者を決定したときは、その翌日から7日以内にその旨を落札者とされなかった入札者に電子調達システム又は書面により通知する。

ただし、開札に立ち会った参加者については、書面による通知を省略する。

(4) 契約書の作成（ただし、契約金額が150万円に満たない場合は省略することがある）

① 競争入札を執行し、落札者を決定したときは、当該落札者とすみやかに、契約書を取り交わすものとする。

② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、さらに契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

③ 上記②の場合において契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

④ 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(5) 電子入札参加者側の障害により入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の基準及び取扱い

電子入札参加者側の障害により電子入札ができない旨の申告があった場合は、障害の内容と復旧の可否について調査確認を行うものとする。

すぐに復旧できないと判断され、かつ下記の各号に該当する障害等により、原則として複数の電子入札参加者が参加できない場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行うことができるものとする。

①天災

②広域・地域的停電

③プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害

④その他、時間延長が妥当であると認められた場合

（ただし、ICカードの紛失・破損、端末の不具合等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く）

変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、その旨をすべての電子入札参加者に電話等で連絡するものとし、開札日時が決定した場合には、その旨を全ての電

子入札参加者に電話等で連絡するものとする。

(6) 発注者側の障害により電子入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の取扱い

発注者側の障害が発生した場合は、電子調達システム運用主管組織（総務省）と協議し、障害復旧の見込みがある場合には、電子入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行い、障害復旧の見込みがない場合には、紙入札に変更するものとする。

障害復旧の見込みがあるが、変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとし、開札日時が決定した場合には、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとする。

(7) 支払条件は契約毎に履行完了後、一括払いとする。

(8) 上記によるもののほか、この一般競争入札に参加する場合において了知かつ、遵守すべき事項は、「海上保安庁入札・見積者心得」によるものとする。

<http://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/tyoutatu.html>

(9) 入札者は、入札後、この入札説明書、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

令和 2 年度

特物契第 1121号

燃料油類売買契約書

燃料油類売買契約書

1. 契約件名 重油買入（平洋分）24回目

ただし、品質、規格は海上保安庁規格による。

2. 契約金額 金 円

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円

内 訳

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	合 価	摘 要
重油	1種1号	KL	〇〇	円	円	測量船平洋

3. 納入期限 令和3年2月19日

4. 納入場所 測量船平洋（東京都港区台場1-4）

5. 契約保証金 免除

上記燃料油類の売買について、発注者 支出負担行為担当官 支出負担行為担当官 海上保安庁次長 石井 昌平 と、
受注者 は、次の条件により売買契約を締結する。

(総 則)

第1条 受注者は、別紙内訳書に基づき、頭書の燃料油類（以下「油類」という。）を納入期限までに、発注者が指定する日の都度納入場所において納入するものとし、発注者は、これに対し、受注者に代金を支払うものとする。

(仕様書の解釈)

第2条 油類に関する規格等に疑義を生じたときは、発注者の解釈によるものとする。

(契約保証金)

第3条 受注者は、契約保証金として請負金額の10分の1以上の保証金を発注者の指定する期間内に納付しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

2 前項の保証金の納付は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の4の規定に基づく国債又は確実と認められる有価証券その他の担保をもって代えることができる。

3 第1項の保証金は、第19条第1項の規定により契約を解除した場合は、発注者に帰属するものとする。

4 発注者は、油類の納入又は第12条の保管契約が締結されたときは、直ちに、受注者に第1項の保証金を還付しなければならない。その場合においては、利息を付さないものとする。

(権利義務の譲渡等)

第4条 受注者は、発注者の書面による承諾を得た場合を除くほか、次に掲げる行為をしてはならないものとする。

(1) この契約の全部又は大部分の履行を第三者に委任すること。

(2) この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承認させること。

(代理人等の変更)

第5条 発注者は、受注者の代理人、使用人又は労務者のうち著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対しその事由を明示してその変更を求めることができる。

(物価変動等による契約金額の変更)

第6条 物価変動その他予期することのできない事由に基づく経済情勢の激変等により、契約金額が著しく不相当であると認められるに至った場合は、発注者受注者協議してこれを変更することができるものとする。

(納入場所の変更等)

第7条 発注者は、その都合により納入期限又は納入場所を変更することができるものとする。

2 前項の場合において、契約金額を増減する必要があるときは、発注者受注者協議してその金額を増減するものとする。

(納入方法)

第8条 油類の納入は、発注者が特に指示した場合を除き、その指定する船舶に対する積込渡しとする。

2 受注者は、前項の規定により油類の納入をするときは、納品書をもって、その旨を発注者に通知するものとし、積込みに当たっては、発注者が検査を行うべきことを命じた職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けてこれをしなければならない。

(検査)

第9条 受注者は、油種ごとの契約数量が燃料油については10KL以上、潤滑油については3KL以上の場合には、あらかじめその油類の社内試験成績表及び油類の一部を発注者に提出して、検査職員による品質及び規格の検査を受けるものとする。

ただし、発注者がその油類の一部を提出させる必要がないと認めた場合は、この限りでない。

2 発注者は、前項の油類の提出を受けた日から、10日以内（以下「検査期間」という。）に、受注者の立ち会いを求めて所要の検査を行うものとする。ただし、天災地変その他やむを得ない事由により検査をすることができない期間は、検査期間に算入しないものとする。

3 前項の場合においても、受注者が検査に立ち会わないときは、発注者は、単独で検査を行い、その結果を受注者に通知するものとし、受注者は、これに対して不服を述べることができない。

4 発注者は、検査職員を命じたときは、その官職及び氏名を受注者に通知するものとする。

5 第1項から第3項までの検査に要する費用及びこれらの検査のため通常生ずる恐れのある変質、消耗等による損失は、受注者の負担とする。

(所有権の移転等)

第10条 油類の所有権は、発注者が合格品と認め、納入場所において数量の確認をし、第8条第1項の積み込みが完了したとき、受注者から発注者

に移るものとする。

- 2 受注者は、油類が前条第1項の検査に合格しなかった場合は、遅滞なく、不合格となった油類を引きとるとともに、直ちに、代りの油類を納入するものとする。この場合において、発注者は、受注者が不合格となった油類を遅滞なく引き取らないときは、受注者の負担においてこれを他の場所に移し、又は第三者に保管を委託することができる。
- 3 この契約の条項は、前項の規定による代りの油類の納入について準用する。
- 4 第1項の確認前において、発注者が既に消費した油類があるときは、その油類について、次条の規定を準用する。

(値引受領)

第11条 発注者は、受注者の納入した油類に多少品質及び規格に違う点があっても、使用上支障がないと認めるときは、代金を相当額値引きして、これを受領することができるものとする。

第12条 発注者は、第8条第2項の規定により納入させる油類の保管を受注者に委託することができる。この場合において、発注者及び受注者は、当該保管につき保管契約を締結するものとする。

- 2 前項の規定により油類が受注者に保管される場合の所有権の移転は、同項の保管契約が締結されたときに、受注者から発注者に移るものとする。

(代金の支払)

第13条 発注者は、受注者が油類を納入し、又は保管をした後提出する適法な支払請求書を受理した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に海上保安庁において代金を受注者に支払うものとする。

- 2 発注者は、受注者から支払請求書を受理した後、その請求書の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その事由を明示して、これを受注者に返付するものとする。この場合においては、その請求書を返付した日から発注者が受注者の是正した支払請求書を受理した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不当が受注者の故意又は重大な過失によるものであるときは、適法な支払請求書の提出がなかったものとして、受注者の是正した請求書を受理した日から約定期間を計算するものとする。

(遅延利息)

第14条 発注者は、約定期間内に油類の代金を支払わないときは、受注者に対して、遅延利息を支払わなければならない。

- 2 遅延利息の額は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年2.6パーセントとする。ただし、受注者が代金の受領を遅滞した日数及び天災地変等やむを得ない事由により支払のできなかった日数は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 3 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 発注者が検査期間内に油類の検査を終了しないときは、検査期間満了の日の翌日から検査した日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、又検査の遅延した日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ前3項の例に準じて計算した金額を受注者に支払うものとする。

(納入期限の延伸)

第15条 受注者は、納入期限までに油類の納入ができないときは、あらかじめ遅滞の理由及び納入可能期日を明示して、発注者に納入期限の延伸の承認を受けなければならない。

- 2 発注者は、前項の請求に対し、支障がないと認めたときは、これを承認するものとする。ただし、遅滞が天災地変その他受注者の責めに帰することのできない事由に基づく場合のほか、遅滞金を徴収する。

(遅滞金)

第16条 前条第2項ただし書の規定による遅滞金は、延伸前の納入期限満了の日の翌日から油類納入の日までの日数に応じ、遅滞1日につき、遅滞油類の契約金額の年3パーセントに相当する金額とする。ただし、その総額が契約金額の10分の1を超える場合は、その超過額は遅滞金に算入しないものとする。

(危険負担)

第17条 第10条第1項の規定により所有権が移転する以前に生じた油類の滅失、き損、減耗等による損失は、受注者の負担とする。ただし、その滅失、き損、減耗等が発注者の責めに帰すべき事由による場合、この限りでない。

(契約不適合責任)

第18条 受注者は、物品の所有権移転後1年（物品が発注者の建造する船舶に装備されるべきものである場合は、物品の引渡しの日から物品を装備した船舶を発注者が引渡しを受けた後1年を経過する日まで）以内に、その物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であることが発見されたときは、発注者（船舶の配属先の管区本部長を含む。）の請求により、同種の良品と引き換え、若しくは修理（物品の引取り、引渡期間を含め30日以内に修理完了するものに限る。）をし、又は発注者の算定した時価相当額をもってその損失額を弁償するものとする。

2 前項の期間は、契約不適合が行政庁の検査を受検するとき以外に発見できないものであるときは、物品を装備した船舶を発注者が引渡しを受けた後1年以上1年半を経過する日までの範囲内において最初の検査終了の時までとする。

3 第1項の期間は、契約不適合が行政庁の検査を受検するとき以外に発見できないものであるときは、物品の引渡しの日から物品を装備した船舶を発注者が引渡しを受けた後1年以上1年半を経過する日までの範囲内において最初の検査終了の時までとする。

（契約の解除）

第19条 発注者は、下記各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

（1） 受注者から解約の申出があったとき。

（2） 受注者が発注者から請求があった場合において、指定された日時までに、油類の納入をしないとき又は指定された日時までに納入する見込みがないことが明らかなきとき。

（3） 受注者が第4条の規定に違反したとき。

（4） 前各号のほか、受注者がこの契約に違反し、そのため発注者が契約の目的を達することができないとき。

（5） この契約の履行について、受注者又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき又はこれらの者が発注者の行う検査を妨げ、若しくは妨げようとしたとき。

（6） 受注者が破産の宣告を受け、又は居所不明となったとき。

2 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（1） 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
- (6) 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第五号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき
- (7) 受注者が、第一号から第五号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第六号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

3 第1項及び前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし第1項第1号又は第2号の場合において、受注者の責めに帰することのできない事由があるときは、この限りではない。

第20条 発注者は、前条に定める場合のほか、自己の都合により契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、発注者は、受注者に損害が生じ解約後30日以内に請求があるときは、その損害を賠償するものとする。

2 前項の損害額は、発注者受注者協議して定めるものとする。

(代金の返還)

第21条 受注者は、前2条の規定により契約が解除された場合において、第12条の規定により受注者の保管に係る油類で、発注者に返還未済のものがあるとは、この返還未済の油類に対する代金を発注者に返還しなければならない。ただし、発注者から未だ代金の支払を受けていなかったときは、この限りではない。

(相殺等)

第22条 この契約により発注者が受注者から取得すべき遅滞金、違約金等がある場合において、発注者が当該金額と相殺することができる債務を受注者に対し有するときは、これを相殺するものとする。

2 前項の規定により相殺を行っても、なお発注者において取得金がある場合又は発注者が遅滞金、違約金等を徴収する場合において、受注者は、発注者の指定する相当の期限までにこれらの金額を支払わないときは、発注者に対し、遅延利息を支払わなければならない。ただし、当該取得金、遅滞金、違約金が1,000円未満の場合はこの限りでない。

3 第14条第2項及び第3項の規定は、前項の遅延利息について準用する。この場合において、同条第2項中「年2.6パーセント」とあるは「年3パーセント」と、同項ただし書中「受注者」とあるのは「発注者」と、第3項中「100円」とあるのは「1円」と読み替えるものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第23条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(秘密の保全)

第24条 発注者及び受注者は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(紛争の解決)

第25条 この契約の履行について、発注者受注者間に紛議を生じたときは、発注者受注者協議して解決するものとする。

以上契約を証するため、この証書2通を作成し、発注者受注者各1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者	住 所	東京都千代田区霞が関2-1-3
	氏 名	支出負担行為担当官 海上保安庁次長 石井 昌平

受注者	住 所	
	氏 名	

仕様書

1 総則

本仕様書は、海上保安庁（以下「当庁」という。）が調達する船舶燃料について適用する。

2 品目・規格

重油(1種1号)

3 契約件名

別紙のとおり

4 数量

別紙のとおり

5 納入場所

東京湾に停泊中の海上保安庁測量船（詳細別紙）

6 納入期限及び搭載予定日

別紙のとおり

7 その他

- (1) 搭載時間、場所等詳細は、契約後に指定する。夜間（17：00～08：30の間）の納入は行わない。
- (2) 重油の数量、納入日及び納入場所の変更、若しくは取り止め等の変更事由が生じる場合は事前に双方の協議とする。
- (3) 重油搭載に際しては、海上保安庁船舶燃料油類検査等要領に基づく検査を受けること。
- (4) 納入する重油について、重油の試験性状報告書及び出荷証明書等、検査に必要な書類の提出をすること。
- (5) 積み込みにあっては、油槽船により船内タンクへ給油するものとし、重油搭載にかかる関係法令を遵守するとともに、漏油防止対策を講じ万全を期すこと。
- (6) 請求は履行完了後一括払いとする。
- (7) 契約履行に当たり疑義が生じた場合は、担当官と打ち合わせ、指示に従うこと。

別紙

件名 重油買入(平洋分)24回目

品目	規格	数量 (KL)	搭載予定日	納入期限	納入場所	備考
重油	1種1号	130	2月9日	2月19日	測量船平洋 東京都港区台場1-4	給油口規格: JIS 5K(0.5MPa)-100A